

戸籍証明書等申請書（郵便等請求用）

長 殿

平成 年 月 日

申 請 者	住 所	〒 -		
	フリカ`ナ 氏 名		生 年 月 日	明・大 昭・平 年 月 日
	電 話 番 号	自宅・携帯 ()		日中連絡がとれるところ

必 要 な 戸 籍	本 籍	蔵王町		
	筆頭者氏名		個人の場合は 必要な方の氏名	
	申請者と 筆頭者の関係	本人 夫・妻・子・父母・祖父母・孫		
	請求の理由	あなたが上記の關係に該当しない場合には下記のいずれかにチェックをつけ、請求の理由を()内に詳細に記載し、権限書類の写しを添付してください。 <small>↑ 読み ↓</small> 権利行使・義務履行のため 国または地方公共団体の機関に提出するため その他 ()		
	権 限 書 類	委任状 戸籍謄本 登記事項証明書 社員証 身分証明書 その他()		

相続等の場合、必要な事項が改製原や除籍など複数の戸籍にまたがって記載されている場合があります。手数料が変わりますので、請求する前に本籍地へ電話等で確認してください。

何の証明が必要ですか。必要なものに✓し、必要通数をお書きください。

証 明 の 種 類	手数料	通 数	金 額
戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	450 円	通	円
戸籍個人事項証明（戸籍抄本）	450 円	通	円
除籍全部事項証明（除籍謄本）	750 円	通	円
除籍個人事項証明（除籍抄本）	750 円	通	円
改製原戸籍謄本（昭和 年・平成）	750 円	通	円
改製原戸籍抄本（昭和 年・平成）	750 円	通	円
戸籍の附票（全員・一部）	300 円	通	円
身分証明書 <small>本人しか請求できません。代理人の場合は委任状が必要です。</small>	300 円	通	円

使いみちが相続の場合は、下記の内容もお書きください。

相続（必要な内容がわかっている場合は下記を記入してください。）
 今回は〔氏名 ()〕（申請人との続柄 ()）が死亡したことによる手続きで、
 死亡した人について { 死亡の記載のあるものが 通 必要
 歳から 歳までのものが各 通 必要
 出生までさかのぼったものが各 通 必要
 〔氏名 ()〕と〔氏名 ()〕の關係がわかるものが各 通 必要

通 信 欄	
-------------	--

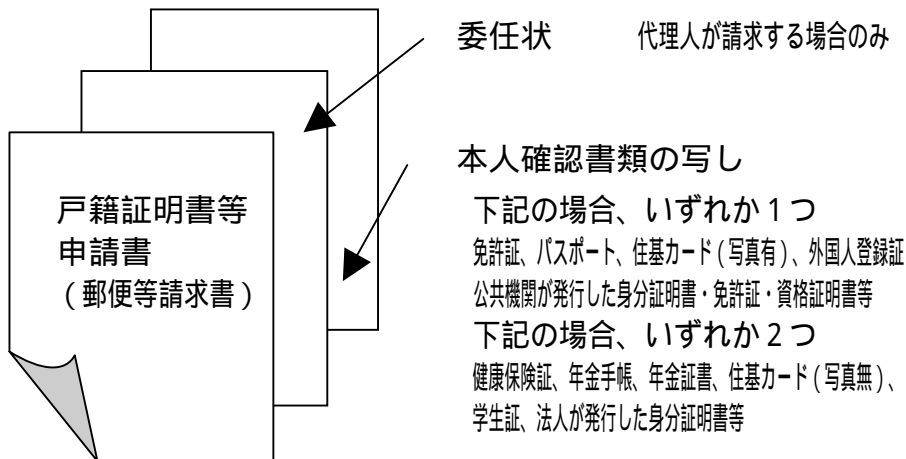
請求の際は、裏面（もしくは別紙）の「郵便等請求の方法について」をご覧ください。
 必着日時指定は郵便の配達事情によりますので確約できません。お急ぎの場合は速達にしてください。
 偽りや不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の過料に処せられます。
 プライバシーの侵害又は差別的なことがらにつながるような不当な請求には応じられません。
 添付いただいた本人確認書類の写しは、郵送請求者の本人確認以外に使用しません。

郵便等請求の方法について

請求する際は下記の ~ の物を同封してお送りください。(、は該当の方のみ)
一つでも不足していると発行できませんので、不明な点があれば必ず発送前に市区町村役所へお問い合わせください。

同封

往信用封筒



本籍地の
市区町村役所あて

筆頭者との関係がわかる戸籍謄本の写し

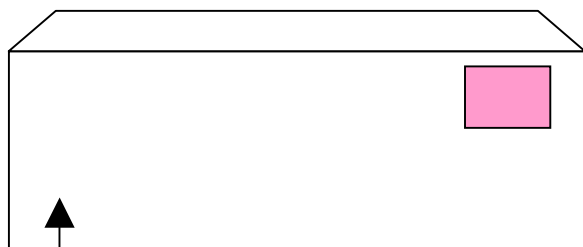
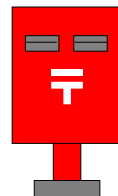
請求する本籍地に自分の戸籍が無く、筆頭者との関係が本籍地で確認できない方が請求する場合のみ(兄弟、孫など)

郵便局の定額小為替

郵便局で手数料分の金額を購入してください。

(小為替には50円、100円、200円、300円、400円、500円、1000円の7種類あり、購入1枚ごとに手数料が100円かかります。合計金額により最小枚数で購入するとお得です。)

郵送等でお送り
ください。



返信用封筒

あて先を記入し、切手を貼付してください。

(請求戸籍の枚数が多い方は切手を多めに入れてください。)

申請のあった戸籍は、申請者の免許証の住所もしくは戸籍の附票の最終住所地にしか返送できません。

(それ以外への返送を希望する場合は市町村窓口へ確認してください。)

蔵王町へ請求する場合は

〒989-0892

宮城県刈田郡蔵王町

大字円田字西浦北10

蔵王町役場町民税務課

宛

へお送りください。